

補助金概要調書

補助金名	保護文化財高田家住宅管理事業補助金			
所管部課	教育委員会文化課 (TEL 23 - 5438 (直通) E - mail:bunka@yonago-city.jp)			
補助対象者	保護文化財高田家所有者 高田允克			
補助開始年度	昭和57年度			
交付目的	文化財建造物の維持管理を図るために、所有者が行なう消防用設備の保守点検等に対し、補助金を交付する。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	6千円 (6)千円	6千円 (6)千円	5千円 (5)千円	5千円 (5)千円
補助事業の内容	高田家住宅は、江戸中期末に建てられた寄棟茅葺木造平屋建、平面九間取形式の当地屈指の豪農層建造物であり、昭和49年3月に鳥取県保護文化財に指定された。文化財建造物の維持管理を図るため、消防用設備の保守点検を行なう。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		25千円	
	内補助対象経費		25千円	
	補助対象経費の内訳		消防用設備保守点検費 (外観・機能点検) (総合点検) (消費税)	25千円 (12) (12) (1)
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		補助対象経費の1/4を限度とし、予算の範囲内。	
	限度額		無	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ()		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 1/2 市 1/4 その他() /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	文化財建造物の維持管理 文化財保護は、所有者の理解と愛護意識があってはじめて可能になるものである。所有者が行なう維持管理に係る負担は経費的にも精神的にも多大なものがあり、負担を軽減すると共に、官民一体となって取組む市政を明示することにより、文化財の保存活用をより効果的に進めることができる。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	非設定(保護文化財建造物の維持管理に困難をきたすため)			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				